

# NEWS LETTER

February 2025 - Vol.47

## CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために  
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。  
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

## 目次

化評法(K-REACH) .....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[化学物質安全院公告第2025-14号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正(案)行政予告..	3
[化学物質安全院告示第2025-5号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正.....	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	4
化学製品安全法(K-BPR).....	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	5
[化学物質安全院告示第2025-4号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」.....	5
[化学物質安全院公告第2025-12号]「安全確認対象生活化学製品試験・検査等の基準及び方法等に関する規定」告示一部改正(案)行政予告.....	5
[環境部告示第2025-35号]「安全確認対象生活化学製品の小分け販売等に関する指針」制定.....	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	7
使用可能な主成分及び保存用物質の製品内での使用可能期限.....	7
産業安全保健法(ISHA).....	8
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	8
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	9
その他の法規 - 法律動向など.....	10
[環境部公告第2025-75号] 化学物質管理法施行令 一部改正法律(案) 立法予告 .....	10
[環境部公告第2025-103号]「化学物質管理法」施行規則一部改正法律(案)立法予告.....	11

## 化評法(K-REACH)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [化学物質安全院公告第2025-14号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正(案)行政予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により指定された制限物質が一部改正されることにより、「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正(案)を行政予告します。

#### 主な内容

[別表4] イ(有毒物質)の固有番号2019-1-956を新設し、固有番号2025-1-1222の次に2025-1-1223から2025-1-1248までを新設します。

- イ. 環境部告示「制限物質・禁止物質の指定」により、白石綿が制限物質から禁止物質に調整
- ロ. 制限物質の固有番号06-5-7(白石綿)を削除し、禁止物質の固有番号06-4-27に白石綿を追加
  - 化学物質名称の修正以外に有害性分類、表示事項の変更事項はなし

#### 参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号190、登録日2025.02.12.)

#### [化学物質安全院告示第2025-5号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により、「化学物質の有害性審査結果」一部改正を告示します。

#### 主な内容

- イ. 資料保護期間(2023年)の満了により、資料保護対象として総称名で告示された化学物質名称(CAS No.を含む)を公開
  - 告示[別表]第1号(新規化学物質)総236件に該当
- ロ. 同一物質の場合、1件として告示するとともに、当該件以外の化学物質名称欄に“固有番号～と同一”と記載し、該当する化学物質の有害性、分類及び表示等を確認できるように記載

#### 参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号191、登録日2025.02.18.)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

---

※ 2月の化評法 - 国内の動向に関する内容はあります。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

## 化学製品安全法(K-BPR)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [化学物質安全院告示第2025-4号]「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」

改正された「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」(2020.3.24.施行)第18条第3項により、申告受付の既存殺生物物質などを承認猶予対象既存殺生物物質に追加指定します。

#### 主な内容

- イ. 承認猶予対象既存殺生物物質の追加指定
  - [別表]のうち、連番54、278、347で承認猶予対象既存殺生物物質を追加指定し、承認猶予期間を付与
- ロ. 承認完了及び承認予定の殺生物物質を追加指定
  - [別表]のうち連番53、148、178、260、282、303で承認猶予対象既存殺生物物質を追加指定
- ハ. [別表]の通し番号53から360までを、55から368までに変更

#### 参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号189、登録日2025.02.03.)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01\_NICS\_2025-4.pdf** をご参考下さい。

#### [化学物質安全院公告第2025-12号]「安全確認対象生活化学製品試験・検査等の基準及び方法等に関する規定」告示一部改正(案)行政予告

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令に基づき、「安全確認対象生活化学製品の試験・検査基準及び方法等に関する規定」一部改正(案)を行政予告します。

#### 主な内容

- イ. ナイトロメタン等36種化学物質に対する新規の標準試験手順書を告示に収録
  - 標準試験手順の制定(ホウ酸など7種)、改正(シトロネラオイルなど29種)
  - アゾ染料群20種の場合、手順書1つを適用
- ロ. 既存の試験法告示標準試験手順書の中で修正が必要な事項を補完
  - プレスラム、EDTA、次亜塩素酸、ヒドロキノン等に対する試験法告示内の標準試験手順書改善案の設ける(前処理法の補完、定量限界の変更、誤記等の訂正)

#### 参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>公知・公告>行政予告、掲示番号101、掲示日2025.02.14)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02\_NICS\_2025-12.pdf** をご参考下さい。

**[環境部告示第2025-35号]「安全確認対象生活化学製品の小分け販売等に関する指針」制定**

「安全確認対象生活化学製品の小分け販売などに関する指針」告示を制定します。

**制定理由**

安全基準適合確認及び申告を終えた安全確認対象生活化学製品の小分け販売・贈与等に関する事項を定めるために指針を制定します。

**主な内容**

安全確認対象生活化学製品の小分け販売などに関する詳細な事項を定める

- 原製品、原製造・輸入者、小分け及び提供など用語を規定(第2条)
- 安全基準適合確認及び申告を終えた製品を小分けする場合、小分けされた部分(小分け製品)は新しい安全確認対象生活化学製品とする(第3条)
- 第3条にもかかわらず、誕生日や記念日などお祝い用途や祈願などの用途で消費者に提供する発光用キャンドル又は祈願用ローソク、液体型洗濯洗剤又は液体型繊維柔軟剤の小分け製品は、原製品が履行した安全基準適合確認及び申告を通じて、当該小分け製品の安全基準適合確認及び申告を行ったとみなす(第4条)
- 小分け製品提供者に安全ガイドライン遵守を勧告(第5条)

**参考資料**

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.02.20)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **03\_MOE\_2025-35.pdf** をご参考下さい。

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

### 使用可能な主成分及び保存用物質の製品内での使用可能期限

申告対象となる安全確認対象生活化学製品に使用できる保存用物質(洗浄剤など)及び主成分(殺菌剤など)の物質別使用期限をご案内します。2025年2月3日告示された「承認猶予対象既存殺生物物質」(化学物質安全院告示及び案内)適用基準などを基に作成したものであり、今後、関連告示などにより物質及び使用期限が変更される可能性があります。

### 参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品、登録日 2025.02.14)

## 産業安全保健法(ISHA)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

---

※ 2月の産業安全保健法 - 法律の動向に関する内容はあります。

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

---

※ 2月の産業安全保健法 - 国内の動向に関する内容はあります。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

## その他の法規 - 法律動向など

### 化学物質管理法

#### [環境部公告第2025-75号] 化学物質管理法施行令 一部改正法律(案) 立法予告

##### 改正理由

有毒物質の範囲を人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質に差等化し、消費者が有害化学物質を日常生活で使用する場合、取り扱い基準などが免除される消費者特例などの内容で「化学物質管理法」が改正(法律第20231号、2024.2.6.一部改正、2025.8.7.施行)され、その権限の委任及び業務委託条項をする整備するなど、施行のために必要な事項を定めるために公告します。

##### 主な内容

- イ. 化学物質管理法第2条(定義)の改正による変更事項を反映(案第2条、第2条の2、第3条、第5条、第8条)
- ロ. 化学物質管理委員会(法第7条)の“専門委員会”として化学事故の該否を審議する“化学事故審議委員会”を新設(案第4条)
- ハ. 消費者に対する有害化学物質管理義務の例外根拠を設ける(案第7条の2)
- ニ. 制限・禁止・許可物質などの用途管理改善を明確化(案第8条の2、第9条、第9条の2、第10条)
- ホ. 国外製造・生産者の国内代理人申告手続きなどを設ける(案第20条の3)
- ヘ. 権限の委任及び業務の委託規定を改正(案第22条)

##### 意見提出

本改正案に対してご意見のある機関・団体または個人は2025年3月25日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を環境部長官に提出して下さい。

- 予告内容に対する賛成または反対意見(反対の場合は、その理由も記載)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- その他の参考事項など

##### ※ 意見提出送付先

- 一般郵便: 499, Hannuri-daero, Sejong-si, Republic of Korea  
環境部環境保健局化学安全課
- 電子メール: [moonyh92@korea.kr](mailto:moonyh92@korea.kr)
- FAX: 044-201-6830

※ お問い合わせ: 環境部化学安全課(電話: 044-201-6840、FAX: 044-201-6830)

##### 参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.02.10)

**[環境部公告第2025-103号]「化学物質管理法」施行規則一部改正法律(案)立法予告****改正理由**

画一的に管理されていた有害化学物質を危険度及び取扱量によって差等管理するよう「化学物質管理法」が改正(法律第20231号、2024.2.6. 公表、2025. 8.7. 施行)され、営業申告手続きを設けるなど、法律にて委任された事項とその施行に必要な事項を定めるために公告します。

**主な内容**

- イ. 有害化学物質の特性と取扱量など取扱危険度を考慮し、営業許可/申告対象に差等をつけるなど営業申告手続きの新設(案第27条、案第28条、案第29条、案第31条)
- ロ. 有害化学物質管理者の選任基準を変更(案第33条)
- ハ. 新規指定された有害化学物質を取り扱う事業所を安全性評価対象に追加する規定を設ける(案第21条の2)
- ニ. 取扱施設の設置・定期・随時検査制度の合理化及びインセンティブ制度の導入(案第23条)
  - 取扱施設の定期安全診断制度の改編及び自制点検対象の整備(案第24条・案第26条)
- ホ. 禁止物質の例外的許可対象の拡大(案第14条)
- ヘ. 制限・許可物質の用途管理の改善(案第14条、案第14条の2、案第15条)
- ト. 国内代理人制度導入に伴う資格要件及び届出手続規定(案第52条の3)
- チ. 排出低減計画書の変更提出及び不適合時の修正・補完提出の根拠を設ける(案第5条の2)
- リ. 排出低減計画書の検討結果公開及び地域協議体構成の根拠を設ける(案第5条の4)

**意見提出**

本改正案に対してご意見のある機関・団体または個人は2025年4月14日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を環境部長官に提出して下さい。

- 予告内容に対する賛成または反対意見(反対の場合は、その理由も記載)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- その他の参考事項など

## ※ 意見提出送付先

- 一般郵便: 499, Hannuri-daero, Sejong-si, Republic of Korea  
環境部環境保健局化学安全課
- 電子メール: [moonyh92@korea.kr](mailto:moonyh92@korea.kr)
- FAX: 044-201-6830

※ お問い合わせ: 環境部化学安全課(電話: 044-201-6840、FAX: 044-201-6830)

**参考資料**

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.02.26)